

成育基本法の概要

令和5年度保健師中央会議資料より抜粋
R5.8.3 子ども家庭庁成育局母子保健課

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となつてきていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生育させることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
- ※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・記録の収集等に関する体制の整備等
- 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

令和3年2月9日閣議決定
令和5年3月22日改定

概要

令和5年度～10年度の6年程度を1つの目安に策定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
 - ① 周産期医療等の体制 ▶ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
 - ② 小児医療等の体制 ▶ 子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
 - ③ その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶ 循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進等
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
 - ① 総論 ▶ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 - ② 妊産婦等への保健施策 ▶ 産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等
 - ③ 乳幼児期における保健施策 ▶ 乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等
 - ④ 学童期及び思春期における保健施策 ▶ 生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
 - ⑤ 生涯にわたる保健施策 ▶ 医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
 - ⑥ 子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶ 地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等
- (3) 教育及び普及啓発
 - ① 学校教育及び生涯学習 ▶ 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
 - ② 普及啓発 ▶ 「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
 - ① 予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要施策 ▶ PHR
 - ② 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要施策 ▶ CDR 等

- (5) 調査研究 ▶ 成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策対応に向けた検討等
- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶ 災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要となる物資の備蓄及び活用の推進等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶ 各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

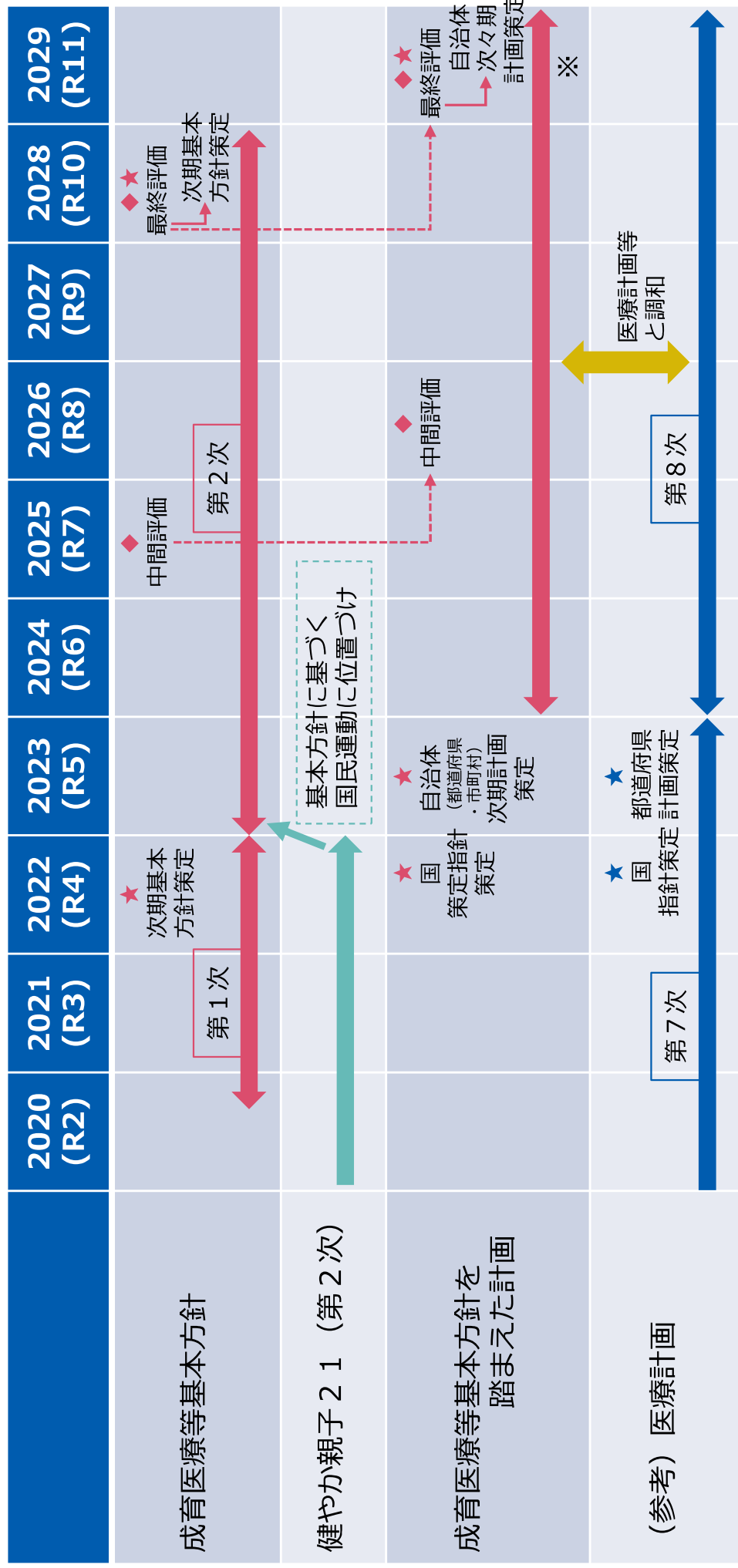
▶ 国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

成育医療等基本方針に基づく評価指標 その1

令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
周産期			
①妊産婦の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 産科・新生児科医師数、助産師数 母子保健事業について妊産婦に個別に情報提供する周産期母子医療センター数 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施 里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> 母体・新生児搬送数の受入困難事例数 妊娠11週以内での妊娠届出率 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦死亡率 新生児死亡率
②産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦等に情報提供 ハイリスク妊産婦連携指導料の届出 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業の利用率 	<ul style="list-style-type: none"> 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合
③低出生体重児		<ul style="list-style-type: none"> 20～30歳代女性の痩身の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 全出生数中の低出生体重児の割合
④妊産婦の口腔	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の歯科健診の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・妊娠中のパートナーの喫煙率 	
⑤流産・死産	<ul style="list-style-type: none"> 流産・死産情報の把握体制 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率 	
乳幼児期			
①小児の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 小児人口当たりの小児科医師数 乳幼児健康診査後のフォロー体制 乳児のSIDS死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> 小児救急搬送の受け入れ困難事例数 かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合 かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】 保護者がこどもの仕上げがきをしている 	<ul style="list-style-type: none"> 小児の死亡率の減少 むし歯のない3歳児の割合
②乳幼児の口腔			
学童期・思春期			
①こどもの生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を欠食するこどもの割合 1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合 中学生・高校生の飲酒者・喫煙者の割合 		<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の痩身傾向児の割合 児童・生徒の肥満傾向児の割合

成育医療等基本方針に基づく評価指標 その2

	アウトプット	アウトカム (健康行動)	アウトカム (健康水準)
学童期・思春期 (続き)			
② こどもの心の健康	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スクールカウンセラーを配置している学校の割合 ◆ 親子の心の問題に対応できる小児科医の割合 ◆ 子どものこころ専門医の割合 		◆ 十代の自殺死亡率
③ プレコンセプションケア			◆ 十代の人工妊娠中絶率 ◆ 十代の性感感染症罹患率
④ 学童期・思春期の口腔			◆ う蝕のない十代の割合 ◆ 歯肉に疾病・異常がある十代の割合
⑤ 障害児(発達障害児を含む)等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育てにくさを感じる親への早期支援体制整備支援 ◆ 発達障害児の療育を提供できる施設数 ◆ 小児の訪問看護ステーション数 ◆ 医療的ケア児受け入れ保育所等施設数 ◆ 医療的ケア児支援センターの設置 ◆ 医療的ケア児等コординーターの配置 ◆ 移行期医療支援センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ登録児童数のうち障害児の割合 ◆ 小児の訪問看護利用者数 	
全成育期			
① こどもの貧困	◆ スクールソーシャルワーカーを配置している学校の割合		◆ こどもの貧困率 ◆ ひとり親世帯の貧困率
② 児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制 ◆ 乳幼児期に体罰等によらない子育てをする親の割合 ◆ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 		◆ 出生0日児の虐待死亡数 ◆ 児童虐待による死亡数
③ ソーシャルキヤピタル			◆ この地域で子育てをしたい親 ◆ ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者 ◆ 地域子育て支援拠点事業の実施数
④ 父親支援		◆ こどもを持つ夫の家事・育児関連時間	
⑤ PDCAサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた協議の場の設置 ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定 		